

— 危うい「特定秘密保護法案」！ 今臨時国会で採決予定 —

防衛庁が請求者リスト

「まるで思想調査」



情報公開
100人以上、身元調べ
職業や所属団体も



政府は臨時国会で「特定秘密保護法」を通そうとしている。これは1985年に提案され廃案になった「国家秘密法案」と同じものだ。その後、自衛隊法に「防衛秘密」が規定されたが、これには第三者のチェック機能はなく、秘密とされた件数は、2006年には9772件、2011年には30752件にふくれあがっている(北陸中日新聞)。今回の「特定秘密保護法」の秘密の指定方法は自衛隊法の「防衛秘密」をモデルにして、無制限に防衛秘密を拡大し、戦争に反対する労働者市民を取り締まろうとしているかのよう。

何が「特定秘密」なのか？ 内部告発は懲役10年、罰金1千万円？ 国民の知る権利は？

特定秘密は行政機関の長(大臣、長官等官僚)が「国の防衛上秘密にすべき」と判断したらどんなものでも秘密とすることができる。何が秘密事項であるかは秘密が解除されたときでないといけない。もし、「特定秘密」を教えてほしいと頼んだ場合、懲役10年以下(情状により10年以下の懲役及び、罰金1千万円)という罰則が待っている。過去、警察内部や自衛隊内部の「裏金」に関する内部告発や厚生労働省村木局長の冤罪に発展しかけた事件でも検察からの内部告発が国民の前に事件の真相を知らせる役割をしたが、こういった内部告発そのものを押さえる役割もこの法案はもっている。

2013.09.27(金) 中日新聞 朝刊

秘密保護法「反対」8割

政府意見公募 異例の9万件集まる

政府は十六日、自ら十七日の間に約九万九千件の特定秘密保護法案が寄せられ、反対が八割近くを占めた。チーム(P.T.)の会 意見公募は、政府が合意、機密を濫用した 法案を閣議決定する前に、国民の意見を聞く機会を強化した。国民の意見を聞き、反対意見は「原案」を撤回し、必要情報を知ることができない「取捨」の実施結果を明らかにした。今月三日が、一般的である三干

ど、国民の知る権利や報道の自由を懸念する内容がほとんどだった。フバイを取り締まられる状況にほろめられる状態に陥った。反対意見が圧倒的に多かったことについて、法案成立を推進するP.T.座長の町村信孝元官房長官は「組織的コメントをする人々がいたを推測しないと理解できない」と記者団に述べた。

私たちは、国民の知る権利や自由にモノが言える社会が重要だと考えます。

国・政府与党や権力側にとって都合の悪いことは一切知らせない。もしそれを知らうとしたら、罰則規定があつて、「内部告発」できない仕組みになっています。左の新聞は「中日新聞」に掲載された記事のコピーです。この法案に8割の人たちが反対しています。

原発の核燃料輸送車のルートを公務員に教えてほしいと言ったら、この法律では独立教唆(どくりつきょうさ)という規程が適用され逮捕されることも。戦前の「治安維持法」に近い危険な法案です。ぜひ反対署名にご協力下さい。

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

「特定秘密保護法案」の制定に反対する請願署名

政府は9月3日、特定秘密保護法案(「特定秘密の保護に関する法律案」)の概要を公表しました。概要を見ると「我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要なもの」として、①防衛、②外交、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、④テロ活動防止の4分野について、行政機関の長が「特定秘密」として認定すれば、重罰(最高刑懲役10年)を科すことができるというものです。この法律案をつくる上で、政府は2010年に発生した尖閣諸島沖漁船衝突映像のインターネット流失事件や幾つかの情報漏えいを法案制定の根拠として主張していますが、これらは「国家機密」「特定秘密」とは言い難い内容のものばかりです。

真の狙いは、自民党憲法草案の先取りとして、「公共の安全と公の秩序」で、憲法で保障されている「国民の知る権利」や「表現の自由」を大きく制限することにあります。

更に「特定秘密」とされるものの範囲は、あいまいで、TPPや原発事故等に関する事項もこれらの中に入るとされ、情報漏えいの防止をはかるという理由で、情報を扱う者(公務員、関連企業関係者、研究機関で働く労働者)について、個人の思想信条・プライバシーを調査選別することを盛り込む等、まさに個人の基本的な人権を無視した内容となっています。

この法律案は、アメリカと一体となった戦争行為を可能にする憲法改正議論や集団的自衛権の法的解釈のねじまげに加え、原発事故の危険性を覆い隠し新たな「安全神話」で、国民に真実を知らせないという内容であり、国民の正義や正当な要求運動を弾圧した戦前の悪法「治安維持法」にならった弾圧法規であり、私たちは、国民の権利として以下のことを請願します。

【請願内容】

1. 「特定秘密保護法案」の制定に反対します。
2. 「特定秘密保護法案」の国会上程を行わないこと。

氏 名	住 所

取扱い団体／岡山県地域人権運動連絡協議会(岡山県人権連)

連絡先／〒700-0054 岡山市北区下伊福西町1-53 岡山県民大会館内 電話 086(253)2611